

45万円を要求

炭労、期末手当闘争へ



港務指導部が、けんめいの期末闘争アピール



発行所
三池炭鉱労協組合
大牟田市不知火町2
電話 (53) 3033 番
(53) 3034 番
編集兼
発行人 前川 哲也
半年間1,200円 送料共

次の決戦への備えを

激動の80年代を迎えて

衆・参両院選挙が残した課題

先に行われた衆・参両院同時選挙は、この選挙で幕を閉じた八〇年代がいよいよ激動の時代である。労働者はかりでなく全国民の脳裡に深く焼きついた。きびしい局面を前に、とくに三池の労働者として何を決意すべきか。合志組合長は次のように語り、問題提起を行った。

組合長語る

八〇年代は激動の時代といわれ、とびつくと見せました。政治面に見る現象がその通りだ、エネルギー危機の再来により揺れ動く世界経済のなかで、特に日本経済はその波をもたせられて

裁判公判日程

大災害裁判第三七回公判
十月二十四日午前十時から、福地裁判所。反対専門員つき。
九・二八裁判第二九回公判
七月三十一日午後一時十分から、同地裁判所。

政策闘争に重点を

春闘共闘が総括確認

【連合から】春闘共闘は七月二日、そして物価抑制の必要と、七月十日、東京で閉幕の総会を開き「八統一要求基準」については、①来春「闘も設定に努力する、②時期と内容」をめぐり、とめられている。

せめて人なみの生活を

職場新聞 職場の思い伝える

今年もまた遅れて、炭労の夏季期末手当を獲得する闘いがスタートしたが、職場新聞でも「夢をふくらむには切実な思いを記事にする。この闘いはおさえ込まれないようにして、家族のささやかな夢を消してはならない」と切実な思いを記事にしていく。そのために、「お互い(三池炭鉱に働く)みんなが、手を取り合ってがんばろう」(職場新聞の記事から)。

少い賃上げだ、その全額を基本給に

賃金展開に関心集中

年次	賃上げ額	基本給
四十七年	二四六円	四十七年
四十八年	三四〇円	四十八年
四十九年	四〇〇円	四十九年
五十年	五〇〇円	五十年
五十一年	五八〇円	五十一年
五十二年	四八八円	五十二年
五十三年	一六八円	五十三年
五十四年	一五〇円	五十四年
五十五年	三〇〇円	五十五年
以上合計	二八六円	

右は一方についての賃上げ分だから、月給は 4,286円×25万=106,150

非人間的賃金制度は改めよ

港務の職場で論議
三池港務所の各職場では、賃金展開をめぐる組合の対社会交渉がやってくる、ますますわめて非人間的封建的差別支配の基本手続になつて、賃金制度のことが論議を集めている。

職場からあげられている声は？
「職制の一方的な判断により」「成績査定」をやり、低賃金に苦しむ労働者同志を競争させ、それによって生産性を上げるやり方は許せない。

「手当を廃止したり、職種区分をなくしたり、労働者をなんでも雇に仕立てあげるのは反対だ。」
「何階級の成績考課のランクをついて、それに定額査定を加え、人間を格下げし、労働者から反抗精神を養い、牛馬の如く働くばかりのゴマスリ労働者に変えていく。こんなことをまかせておいては、賃金は上がらぬ。」

重大な問題提起となつていく。
「お互い、三池炭鉱に働く者みんなが手を取り合ってがんばろう。」

「正で
十数万千五百円だけ、賃金が上がっているはずだ、と手記は指摘するが、実態は余りにひどい。」

「妥結額を下回る展開は反対
このことについて、手記は仲間の間にある声を伝える。
「少い賃上げのなかで修正される。これからは、妥結額を下さる修正は絶対にはずさる。」
「抗外と抗内をベタにせよ。
「妥結額をそのまま、基本給に繰り入れてもらいたくない。
「公務員のように、年齢給と勤続給を多くすること、など。」

「抗外に働く組合員から、一つの手記が寄せられてきた。賃金展開に寄せられている、職場の率直な声を伝えたもので、手記はまず「これが、過去十年間の賃金獲得額です。抗外の低賃金は、十年間の昇給額からいりいりの控除を差し引かれると、手取りは十年間の昇給額(妥結額)にならぬ」と

「次、賃上げ額
右は一方についての賃上げ分だから、月給は 4,286円×25万=106,150